



新型コロナウイルス関連情報

ひとり親世帯臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減少したひとり親世帯へ臨時特別給付金を支給します。基本給付の支給対象者は、基本給付と同時申請で再支給分も合わせて受け取れます。

【対象】

- ▶ 公的年金給付などを受けていることで、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない人(基本給付および追加給付)
- ▶ 収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている人(基本給付)
- ▶ 令和2年6月分の児童扶養手当を受給し、収入が減少した人(追加給付)

【給付額(1人1回限り)】

- ▶ 基本給付：1世帯5万円(第2子以降3万円/人)
- ▶ 追加給付：1世帯5万円

【申請】2月26日(金)まで

【申請・問合せ先】福祉課子育て支援室児童福祉係
☎24-1111内線2141



市中小企業者等応援事業

中小企業者の事業活動を支援する中小企業者等応援事業(補助金)を実施しています。利用を検討している人は期限までに申請をしてください。

【対象】

- ①人材育成事業
- ②販路開拓事業
- ③産業財産権取得事業
- ④デザイン企画製作事業
- ⑤ネットショップ事業
- ⑥大学新卒者人材確保事業
- ⑦プロフェッショナル人材確保事業
- ⑧新規創業事業
- ⑨RPA導入支援事業
- ⑩テイクアウト・デリバリー・ドライブスルー事業
- ⑪衛生対策事業
- ⑫小規模事業者持続化事業
- ⑬消毒対策事業

【申請】3月31日(水)まで(申請した事業が完了し、事業に係る手続きが終了する必要があります)

【申請・問合せ先】商工観光課商工係
☎49-7080



中小企業者等応援給付金・家賃支援給付金

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける中小企業者など(農林水産業含む)に対して、事業全般に広く使える応援給付金、固定経費である地代・家賃の負担を軽減する家賃支援給付金を支給しています。

【対象】次のすべての条件に当てはまる中小企業者など

- ▶ 市内に事業所がある法人、個人
- ▶ 今後も事業継続意思がある
- ▶ 令和2年3月～令和3年2月までのいずれか1ヵ月の売上げが前年同月比で30%以上減少
- ▶ 前年の売上げが120万円以上
- ▶ 申請時に市税などの滞納がない

【金額】

- ▶ 応援給付金：1事業者10万円
- ▶ 家賃支援給付金：1事業者最大10万円(賃料などの3分の1、3ヵ月分)

【申請】3月31日(水)まで

【申請・問合せ先】商工観光課商工係☎49-7080